

## 2 高等学校卒業生対象求人への申込について

- ① 新規高等学校卒業生対象の求人は、ハローワークで受理・確認しますので、管轄ハローワークに提出してください。
- ② 高卒用求人申込書（p15～18参照）、必要に応じて県内高校一覧表（p19参照）、学校・推薦人員一覧表（p20参照）、応募前職場見学実施予定表（p21参照）を作成し、管轄ハローワークにご提出ください。（記入例 p24～27）
- ③ ハローワークでは、提出された求人申込書等の内容を確認し、求人票に受理・確認印を押印した後、求人票を返戻します。

### ※募集方法について

募集方法は、以下の3種類があります。できるだけ多くの生徒に就職の機会を与えていただくため、原則は①の方法をとっていただくこととし、仕事をする上で特別な知識を求める場合など、どうしても必要な場合のみ②、③の方法によっていただくようご協力をお願いします。

#### ①公開求人（インターネット公開）

全ての学校の生徒からの応募を選考の対象とするもの。

#### ②指定校求人（原則インターネット非公開）

指定する学校の生徒のみの応募を選考の対象とするもの。

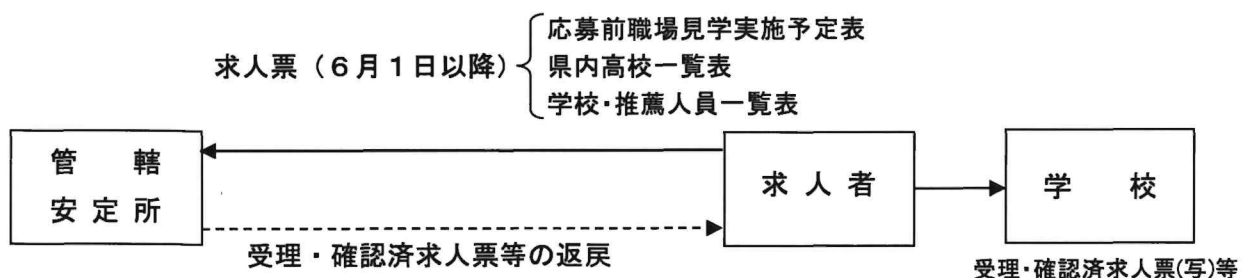
#### ③一部指定校求人（部分的にインターネット公開）

第一次応募までは指定する学校の生徒からの応募のみを選考の対象とするが、10月1日以降の応募からは、全ての学校の生徒からの応募を選考の対象とするもの。

### 【応募を受け付ける学校を指定する場合】

管轄ハローワークにおいて受理・確認された求人の求人票（写）等を、各求人者から学校へ直接送付願います。また、県内の高等学校を指定する場合は、学校名等の記入について、県内高校一覧表をご活用ください。

### 求人申込及び求人連絡の流れ



### ※ 高等学校に設置される専攻科卒業生対象求人への申込について

高等学校に設置される専攻科卒業生対象求人への申込については、ハローワークで受理を行う場合と、高等学校で受理を行う場合があります。受理を行う機関により求人公開・選考等の流れが異なりますので、管轄ハローワークにお問い合わせ下さい。

## 定時制・通信制通学者にご理解と積極的支援をお願いします。

定時制・通信制課程の高等学校に学ぶ生徒たちは、多くの困難を乗り越えて働きながら学んでいます。

制度的に就学年限こそ違え、全日制課程となんら異なることはありません。求人に際しては、これらの生徒につきましても、採用を制限することの無いよう、全日制と変わることなく応募できるようご配慮をお願いします。

## 近畿高等学校統一用紙の趣旨にご理解とご協力をお願いします。

「近畿高等学校統一用紙」(p 12～14 参照)は高校生採用選考にあたり、同和問題をはじめとするあらゆる就職差別を廃し、生徒の基本的な人権の享有を保障するとともに、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保する観点から作成された、近畿地区の高等学校における統一の応募様式です。

採用選考に際しては、応募者の本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、また、「近畿高等学校統一用紙」以外の書類の提出を求めないなど、その趣旨を十分にご理解のうえ、一層のご協力をお願いします。

## 履歴書の作成方法により選考に有利・不利が生じないようお願いします。

生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、手書き記入とパソコン入力の両方がありますが、作成方法によって採用選考に有利・不利が生じないようお願いします。

### 3 中学校卒業生対象求人の申込について

- ① 新規中学校卒業生対象の求人は、すべて管轄のハローワークにお申し込みください。
- ② 中卒用求人票(p 22参照)及び青少年雇用情報シート(p 23参照)をご記入の上、管轄のハローワークにご提出ください。提出の際は必ず採用・人事責任者が来所の上、お申し込みください。
- ③ ハローワークは提出された求人票等の内容を確認し受理した後、求人票(写)として一部返戻します。
- ④ 他のハローワークへの求人連絡は、すべて直接ハローワークで行いますので、求人連絡を希望される場合は、ハローワークへご連絡ください。

中学卒業予定者を対象とした求人の提出にご協力をお願いします。

近年の高学歴化に伴い、求人も同様の傾向が見られ、全国的に中学卒業予定者を対象とした求人は年々減少しており、就職することが厳しくなっています。

採用計画樹立の際には、新規中学校卒業者を対象とした求人募集も併せてご検討いただきますようお願いします。